平成２２年（フ）第３８３号
大阪府吹田市江の木町16番33―301号
債務者　池田産業こと　池田　栄治
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７０号
大阪府東大阪市西岩田１丁目３番42号
債務者　大生　豊巳
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３８号
大阪市東成区大今里１丁目13番20号　Ｋ－Ｃｉｔｙマンション404号
債務者　遠入美穂子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４０６号
大阪市城東区永田２丁目10番18―403号　山本方、住民票上の住所大阪市城東区永田２丁目２番23号中村文化３号室
債務者　遠矢　崇文
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４５２号
大阪府東大阪市近江堂１―11―20、前住所大阪府東大阪市友井５丁目３番36号　ヴェルコート弥刀東303号
債務者　髙島悦子こと　白　　月順
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６１５号
大阪市住之江区新北島２丁目２番29―504号、前住所大阪市東成区深江北１丁目４番13号
債務者　木下　善統
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６４２号
大阪府摂津市正雀４丁目７番15号
債務者　谷口　　雄
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７０３号
大阪市平野区瓜破１丁目11番７号　グランドハイツ　タカノⅡ　501、前住所大阪府松原市河合１丁目573番地の５
債務者　岩本　久美
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８７０号
大阪府枚方市北中振１丁目27番33―211号
債務者　山本　武晴
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８７３号
大阪府東大阪市柏田東町６番14号
債務者　西野カオリ
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８９１号
大阪府門真市大字三ツ島1890番地の164
債務者　谷口　広行
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９７１号
大阪市平野区背戸口２丁目15番２号
債務者　小野　裕三
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９８３号
大阪府茨木市桑田町15番36号
債務者　有田　直美
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９９１号
大阪市住之江区平林南２丁目６番２―601号
債務者　隅田眞奈美
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０１５号
大阪府豊中市曽根東町２丁目７番11号、前住所大阪府豊中市上野東１丁目14番18号
債務者　四方　長俊
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０４３号
大阪市鶴見区中茶屋２丁目１番６号
債務者　曾根﨑　猛
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０５７号
大阪府門真市御堂町11番25号
債務者　森　　順子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部